

平成21年4月から

住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度が始まりました！

武豊町では、地球温暖化対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を支援するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に、設置費の一部を補助します。

【補助金の対象者】

- 現在住んでいる住宅に新たにシステムを設置する人
- これからシステム付き住宅を新築する人
- これから分譲、建売等のシステム付き新築住宅(以下「システム付き建売住宅」)を購入する人

※いずれも、自ら居住する武豊町内の建築物であること

※店舗等併用住宅も含まず

⇒延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る



ただし、以下に該当する人は補助対象外となります

- 補助金交付申請をした年度内に、実績報告書が提出できない人
- 販売目的の住宅を建築する人
- 住宅を借りており、賃貸人の承諾が得られていない人
- 町税、国民健康保険税を滞納している人
- この補助金制度による補助金の交付を既に受けている人

【補助対象となる発電システム】 (以下の要件はすべて満たすこと)

- (財)電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュール(JETPV_m認証)を使用した未使用のシステム
- 低圧配電線と逆潮流有り[※]で連系するシステム
電力会社の商用の配電線に発電設備をつなぐこと(連系)で、使い切れず余った電力を逆流させ、電力会社に売電(電力を売る)することができるシステム
- 太陽電池の最大出力値(当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値)が10kw未満のシステム

【補助金額】・・・太陽電池の最大出力値(kw) × 20,000 円 (限度額:8万円)

※最大出力値は小数点以下第3位を四捨五入する。

※最大出力値が4kwを超えるものは、4kwを上限とする。

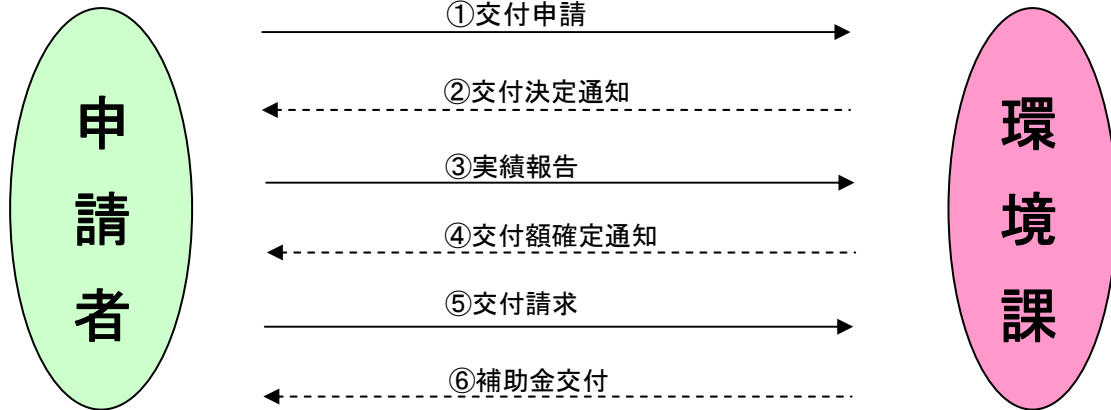
※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする

[例:最大出力値 3.665kw の場合・・・ 3.67 × 20,000 = 73,400 ⇒ 73,000 円]

※補助金交付決定後の増額変更は認められません。例えば、3.67kw(73,000円)から4kwに変更した場合でも、補助額は73,000円のままとなります。

【手続きの流れ】

環境課で受け付けています



～ 注意事項 ～

- 交付申請は設置工事着手前(システム付き建売住宅は購入契約前)に行ってください。
- 実績報告は設置完了後 30 日以内または、申請年度の3月31日のいずれか早い日までに行ってください。
- 交付決定後に、申請の内容を変更したり、設置を中止したりする場合は、上記手続きの他に、計画変更承認申請が必要になります。(交付決定後の増額変更はできません)
- システムの設置完了から15年を経過せずにシステムを処分しようとする場合は、処分承認申請を提出し、承認を受けないと処分できません。

「①交付申請」に必要な書類

システム付き住宅の新築または、

現在住んでいる住宅へシステムを設置する場合(店舗併用住宅も含む)

- 武豊町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書
- システム設置計画書
- システム構成の詳細について
- システム設置工事に係る見積書の写し
- システム設置予定場所の現況カラー写真(工事着手前)
- 現地案内図 ○ その他町長が認める書類(新築の場合、建物の計画立面図)など

「システム付き建売住宅」購入の場合

- 武豊町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書
- システム設置概要書
- システム付き建売住宅の見積書(システム部分の金額がわかるもの)の写し
- 現地案内図 ○ その他町長が認める書類 など

「③実績報告」に必要な書類

- 武豊町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書
- システム設置概要書
- システム設置工事又は、システム付き建売住宅の購入に係る領収書及び内訳書の写し
- 電力会社との太陽光契約の締結に関する通知の写し
- システムの設置場所及び設置状態が確認できるカラー写真(工事完了後)
- その他町長が認める書類(モジュールの出力対比表)など